

令和2年度第7回安塚区地域協議会次第

日時：令和2年10月27日（火）午後7時から

場所：安塚コミュニティプラザ 3階 大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 諮 問

(1) 諮問第108号 田舎屋の廃止について

資料 No. 1

(2) 諮問第109号 雪中貯蔵施設の使用料の変更について

資料 No. 2

4 協 議

(1) 地域活動支援事業に係る課題等について

資料 No. 3

(2) 安塚区地域協議会視察研修（地域活動支援事業）について

資料 No. 4

(3) 自主的審議について

5 その他

(1) 次回開催 令和 年 月 日（ ）午後 時 開会

6 閉 会

上農振第33028号
令和2年10月14日

安塚区地域協議会
会長 松 苗 正 二 様

上越市長 村 山 秀 幸
(農林水産部農村振興課)



田舎屋の廃止について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第108号 田舎屋の廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

利用実態と施設の老朽化を踏まえ、田舎屋を公の施設として廃止することに関し、安塚区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

現況	諮問内容
<p>1 目的 豊かな自然及び農林業を基調とした体験の場を提供するとともに、都市部の住民との交流を促進することにより、地域の活性化を図るため、宿泊体験交流施設を設置する。</p> <p>2 名称及び位置 田舎屋（上越市安塚区朴ノ木 418 番地 2）</p> <p>3 施設 ① 宿泊室 ② ホール ③ 交流室 ④ 手しごと館 ⑤ その他附属施設</p> <p>4 利用時間 ① 宿泊室 午後 3 時から翌日午前 10 時まで。ただし、日帰り利用にあっては、午前 10 時から午後 3 時まで ② ホール、交流室及び手しごと館 午前 10 時から午後 9 時まで</p> <p>5 休館日 無休</p>	<p>1 廃止予定日 令和 3 年 4 月 1 日</p>

現況				諮問内容	
6 使用料					
施設名	区分	単位	使用料		
宿泊室	宿泊利用	1室	1人につき	3,675円	
	日帰り利用			2,100円	
ホール		1室	1時間につき	1,000円	

※ 施設の利用状況等については参考資料1のとおり、施設に関する位置図・平面図については参考資料2のとおり

田舎屋の利用状況等について

1 施設の概要

施設名称	田舎屋	所在地	上越市安塚区朴ノ木 418 番地 2
構造等	木造 2 階建て 延床面積 : 890.01 m ² (田舎屋) 、169.61 m ² (手しごと館)		
設置年度	平成 5 年度	補助事業名	中山間集落機能強化等促進事業
設置目的	豊かな自然及び農林業を基調とした体験の場を提供するとともに、都市部の住民との交流を促進することにより、地域の活性化を図る。		

2 施設の利用状況

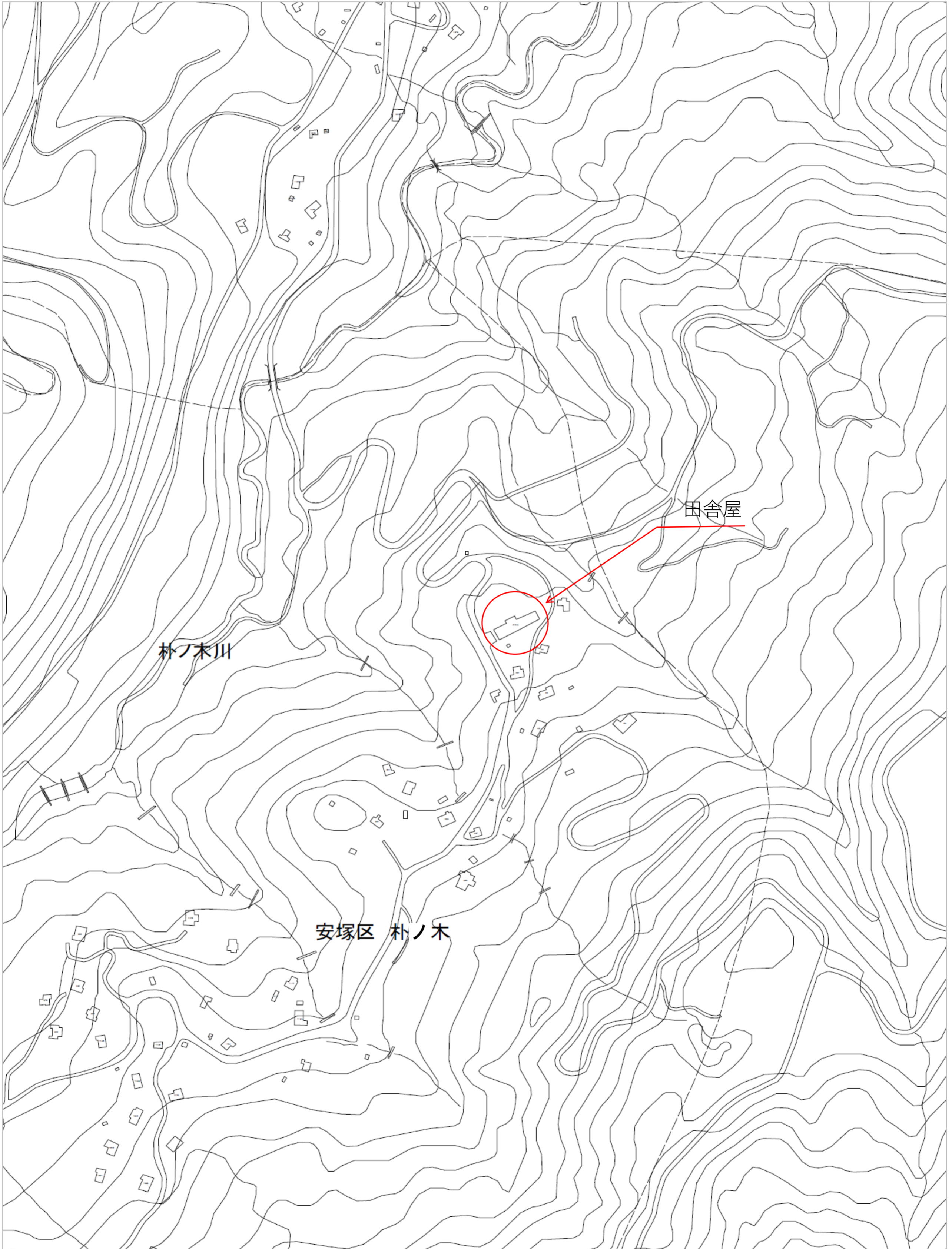
区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	40 人	0 人	0 人
田舎屋	0 人	0 人	0 人
手しごと館	40 人	0 人	0 人

※田舎屋は平成 28 年度から、手しごと館は令和元年度から休止している。

3 施設の管理における市の収支状況

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①収入(千円)	-	-	-
②支出(千円)	施設維持管理費	394	234
	その他	-	-
	合計	394	234
③公費投入額 (②-①) (千円)	394	234	24
④利用者 1 人当たりの 公費投入額 (円)	9,850	-	-

位置図



田舎屋



南側（正面玄関）



北側

手しごと館

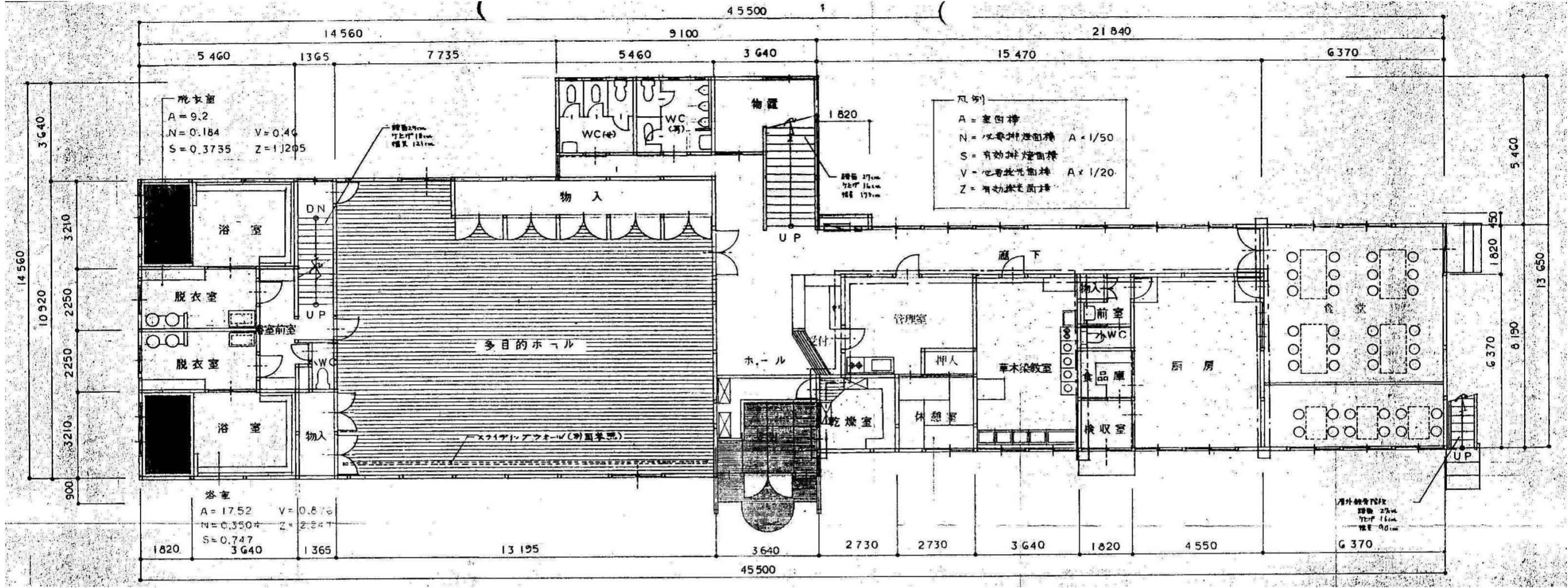


西側（正面玄関）

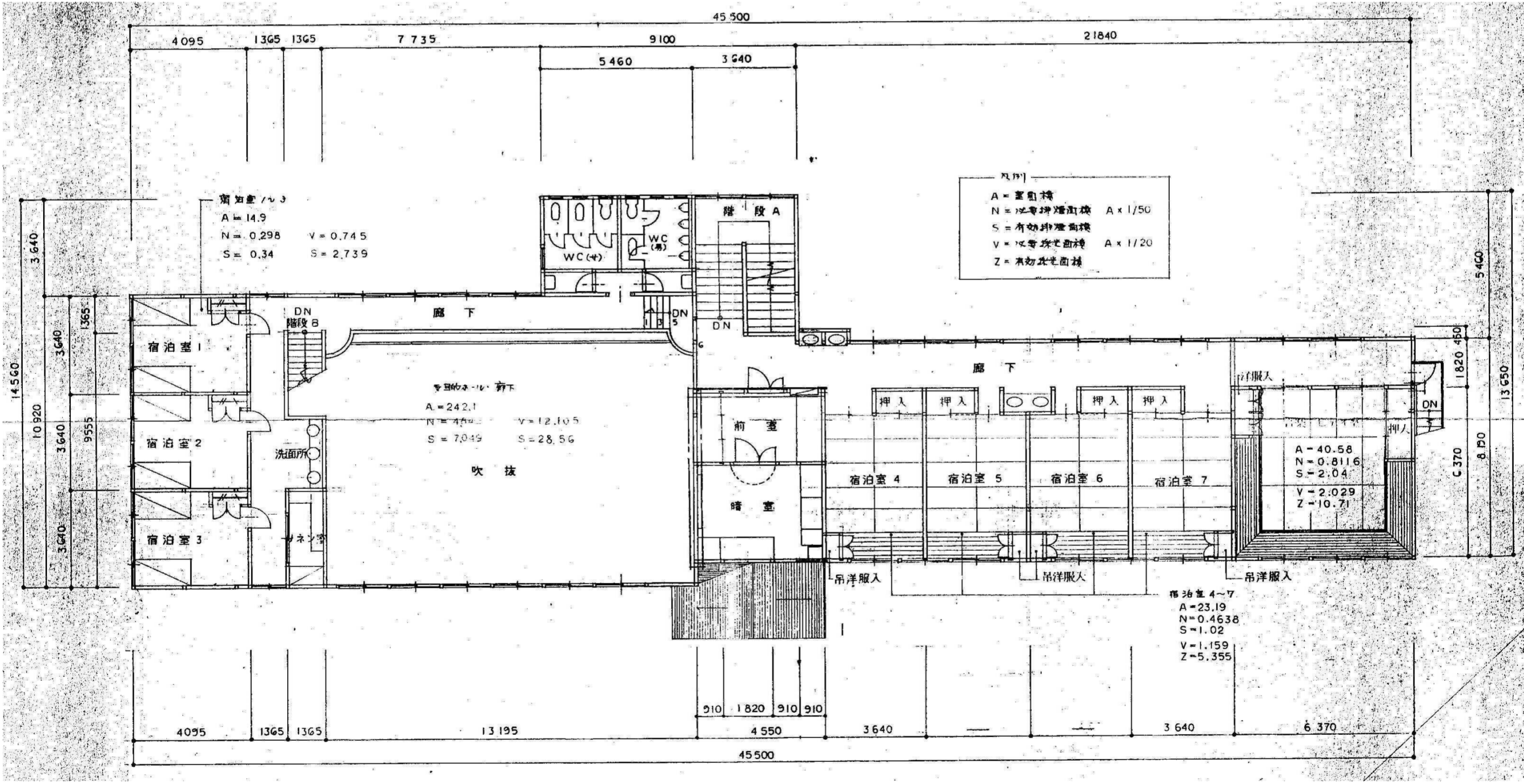


南側

田舎屋 平面図

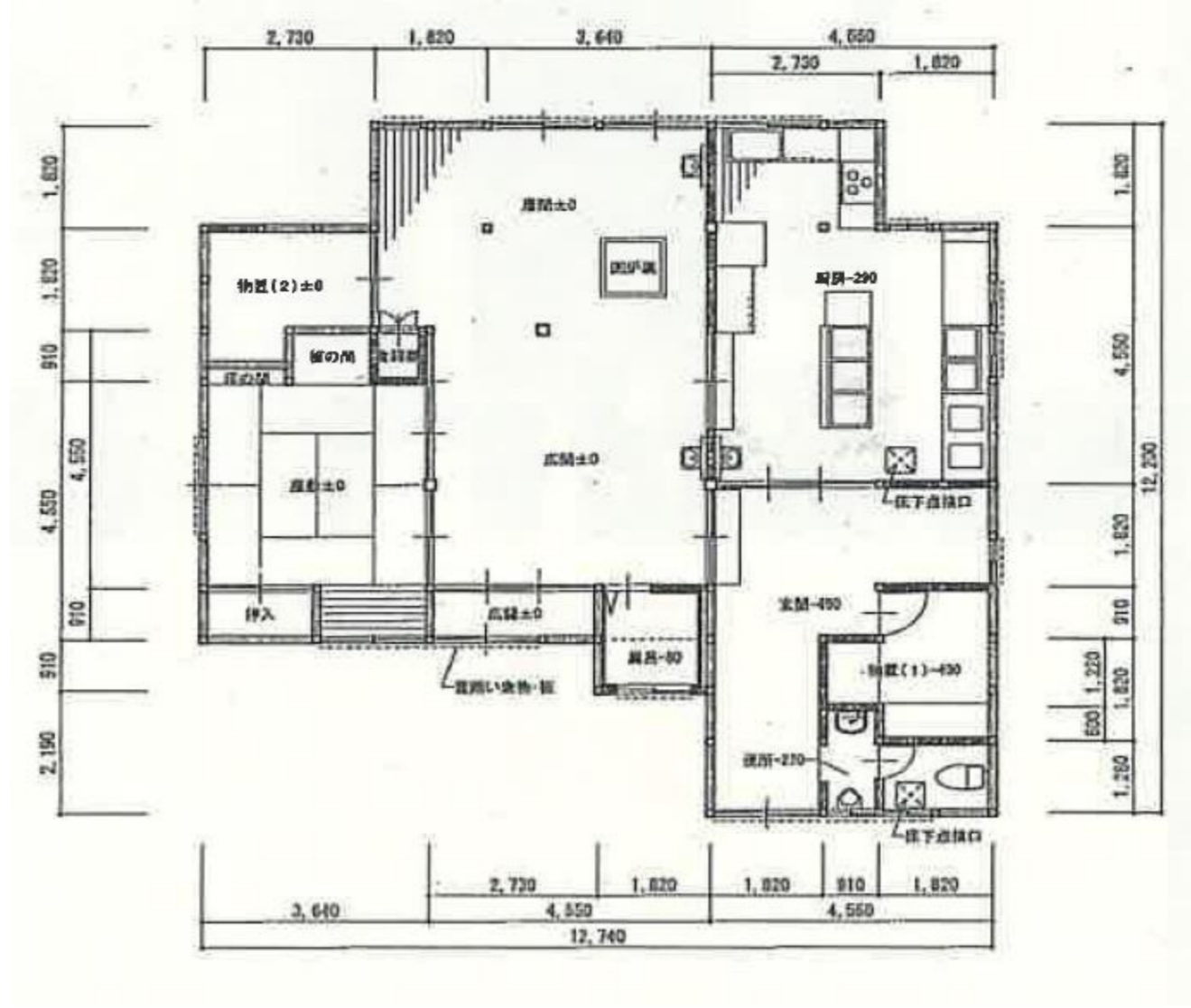


1階

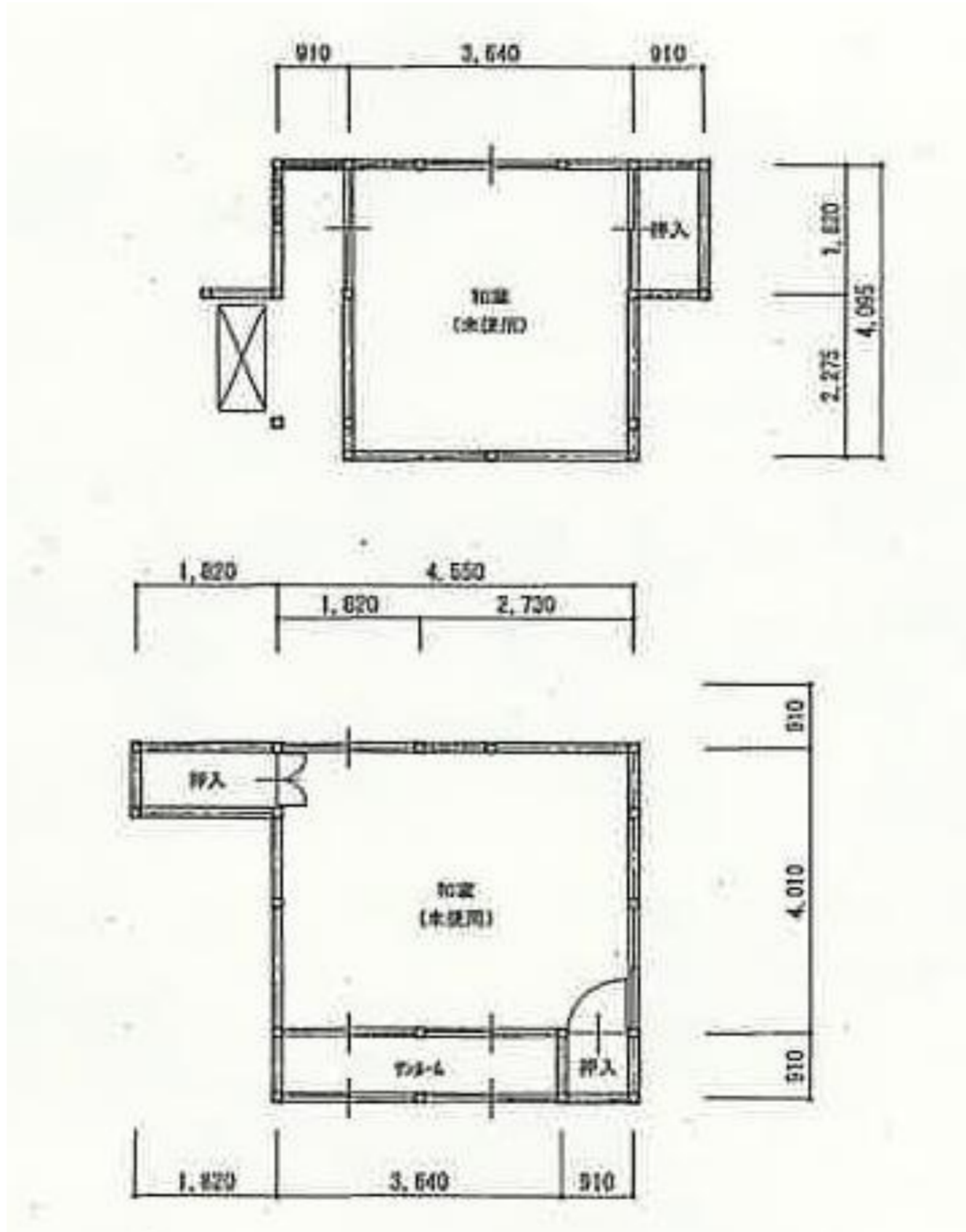


2階

手しごと館 平面図



1階



2階

上農振第36068号
令和2年10月14日

安塚区地域協議会
会長 松 苗 正 二 様

上越市長 村 山 秀 幸
(農林水産部農村振興課)



雪中貯蔵施設の管理の在り方について（諮問）

下記の事項について、上越市域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第109号 雪中貯蔵施設の使用料の変更について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

安塚区樽田地内で建設中の雪中貯蔵施設について、令和3年3月から供用を開始する見込みとなったことから、当該施設の使用料を変更することに関し、安塚区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの。

(変更点については、表中下線部のとおり。)

現況	諮問内容								
<p>1 使用料</p> <p><u>占有する容積1立方メートルにつき1日当たり20円(事業者が営利又は営業上の目的で利用する場合にあっては、市長が別に定める額)</u>の使用料を利用開始前に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用開始後にその全部又は一部を納付することができる。</p>	<p>1 使用料</p> <p><u>別表第1に定める使用料</u>を利用開始前に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用開始後にその全部又は一部を納付することができる。</p> <p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="1131 577 2049 758"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">雪中貯蔵施設</td> <td>1パレットにつき</td> <td>月額2,750円</td> </tr> <tr> <td>1カゴ台車につき</td> <td>月額1,650円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 農業生産者及び農業生産者で組織する団体以外のものが、営利又は営業上の目的で利用する場合の使用料は、定額使用料の200パーセントの額とする。</p> <p>2 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が使用する場合の使用料は、定額使用料の200パーセントの額とする。</p> <p>3 備考1及び備考2のいずれにも該当する場合の使用料は、定額使用料にそれぞれの割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 使用期間が1月に満たないときの使用料は、この表に定める額を日割りで算出した額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>5 この表に定める額は、税を含む額とする。</p>	施設名	単位	使用料	雪中貯蔵施設	1パレットにつき	月額2,750円	1カゴ台車につき	月額1,650円
施設名	単位	使用料							
雪中貯蔵施設	1パレットにつき	月額2,750円							
	1カゴ台車につき	月額1,650円							

※ 施設概要等については参考資料のとおり

施設概要等について

農村振興課

1 目的

米を始めとした農産物の高付加価値化・ブランド化による農業所得の向上と、交流人口の拡大による賑わいの創出と地域活性化を図るため、施設内見学や雪国の冬期間の寒さを体感できる観光対応型の雪中貯蔵施設を建設し、活用を図るもの。

2 施設の概要

所在地	上越市安塚区樽田 1 5 8 番地	
構造・面積	構造規模	木造 2 階建て 建築面積：356.15 m ² 延べ面積：432.31 m ²
	主要諸室	貯蔵庫／貯雪室：159 m ² 温度調整室：39.75 m ² 前室：41.83 m ²
	外壁等	外壁：杉縦板張り 屋根：高耐候性カラーガルバリウム鋼板

3 施設の特徴

- ・自然対流方式【氷室型】の雪室
(電気を使わず、雪によって冷やされた空気を倉庫内に対流させる方式)
- ・雁木の回廊に、雪国の生活や雪室の文化などを学べるパネル等を展示
- ・回廊、見学ブリッジを配し、冷気を体験しながら回遊できる見学動線
- ・交流やワークショップの場として活用できる休憩スペースを 2 階に配置
- ・組み柱のため壁厚が厚くなる空間を回廊等とすることで保冷する部分を直接外気に接しないダブルスキン (2 重壁) とし、熱負荷にも寄与する設計
- ・隣接する雪だるま物産館と樽田そば処との景観の調和を考慮し、黒を基調とした木板張りで、山を背景にした自然の中にもよく馴染む外観

【参考】焼失前の雪中貯蔵施設との比較

項目		新設する雪中貯蔵施設	焼失前の雪中貯蔵施設
構造		木造 2 階建て	鉄骨造
面積		建築面積 356.15 m ² 延床面積 432.31 m ²	建物全体延床面積 420.0 m ²
貯蔵庫	床面積 (m ²)	73.77 m ²	105.62 m ²
	容積 (m ³)	405.76 m ³	337.99 m ³
	貯蔵方式	パレット：30 台 (60 m ³) カゴ台車：10 台 (10 m ³)	平積 (H28 最大保管時：30 m ³)

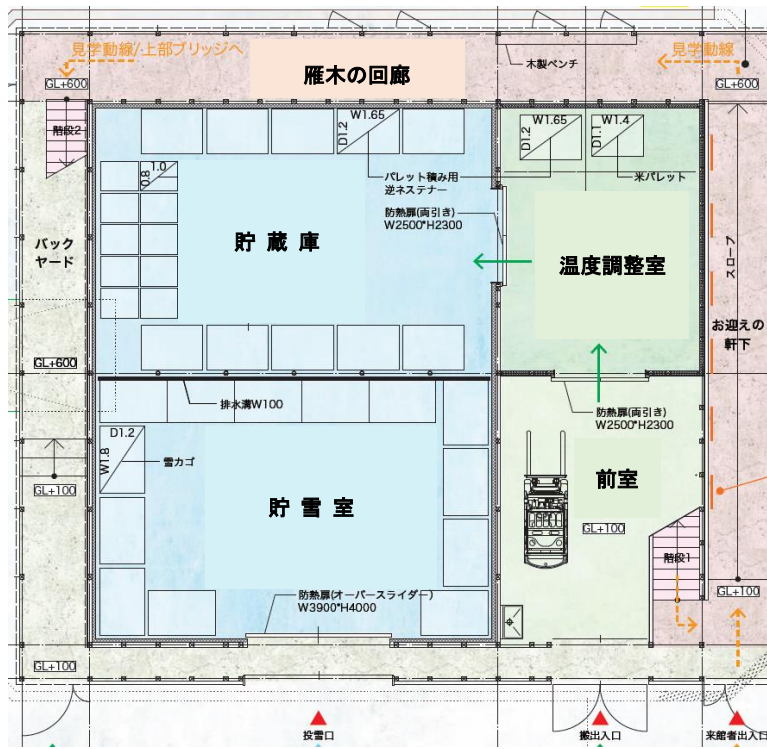
【1 パレット最大保管量】

- ・米袋 (30kg)：35 袋、1,050 kg
- ・酒一升瓶：216 本、4 合瓶：576 本

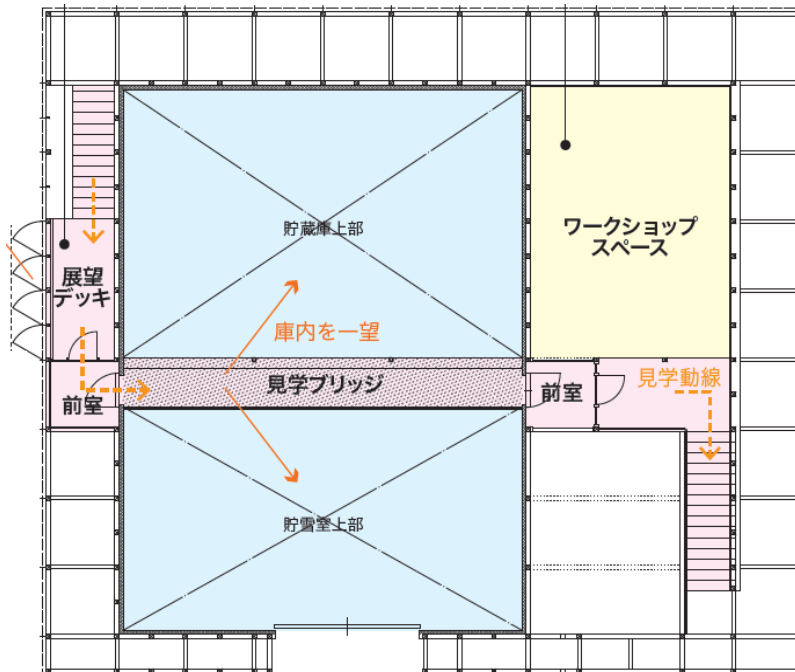
【カゴ台車積載量】

- ・野菜コンテナ：10 個、約 200kg

雪中貯蔵施設 完成イメージ



1階平面図



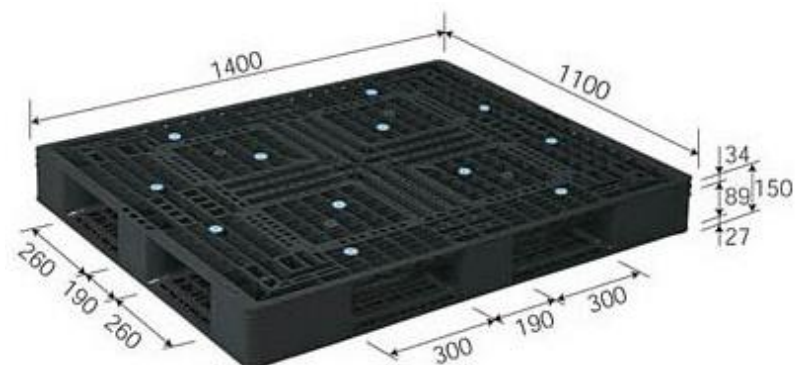
2階平面図

貯蔵庫内保管イメージ



このようにラックを重ねることにより、パレットを3段重ねて保管できるようにします

■パレット



■カゴ台車



ワコーパレット カーゴプレスタ WKP-1080
1000×800×1700mm

地域活動支援事業に係る課題等について【集計結果】

1 制度全般について

■協議を要しない事項

- ・ 現行のとおりでよい。
- ・ 各区それぞれの地域による基準を尊重する。
- ・ 幅広い内容の事業が補助対象となっており、問題ない。
- ・ 地域に人が少なくなり、活気がなくなっている状況の中で、地域を盛り上げようと提案し、実行することに対して、支援を行える良い制度である。
- ・ 地域が元気になる活動に対しての支援となるため、制度を続けてもらいたい。
- ・ 「消火栓については、地域活動支援事業の補助対象としない」という件について、市全体で統一された基準となっているのか？

⇒令和2年度からの取扱いとして、「提案者が消防団以外であったとしても、事業内容が消防団の活動（※専ら消防団が使用する消防資器材の整備を実施する事業も含む）に特化される場合も同様に提案することはできない。」こととなりました。令和2年6月改訂の「令和2年度地域活動支援事業に関するQ&A」において、上記内容が掲載されています。

■協議を要する事項

- ・ 毎回ほぼ同じ団体が提案書を出している。
- ・ 複数回申請している団体について、自助努力をしているかどうか（申請内容が毎年同じではないか）確認しても良いのではないかと感じている。
- ・ 高齢化や人口減少の進行により、制度も行き詰まるのではないかと感じている。
- ・ 活性化につながる事業が少ない。
- ・ 安塚区の審査・採択のルールでは、「提案団体の代表者が委員である場合は、採択に関する協議に参加できるが、採点者にはしない」と定められている。今回の小黑自治会提案の「集落イメージアップ事業」のように委員が代表を務める業者が業務を受注するケースは想定されていない。議会では、自己及び配偶者または二親等以内の血族が直接的な利害関係にある事案は、公正性を保つために除斥制度が設けられている。地域活動支援事業についても、市が基本ルールを定めた方が良いと思う。
- ・ 提案者が総合事務所に相談した際の指導やアドバイスに疑問がある。例えば「山のうえの雪まつり事業」のように社会情勢の認識や予算の欠陥に関して、踏み込んだ助言をしすぎではないか。勿論、提案者の意欲・熱意を削ぐことがあってはならないが、提案者に慣れが生まれ、取組みの安易さが見受けられる。協議会の付度や力量不足が世間から指摘されていることに鑑み、指導や助言を行う際は一定の厳格さが必要であると思う。

2 安塚区の採択基本方針について

■協議を要しない事項

- ・ 現行のとおりでよい。
- ・ 採択基本方針に問題はないと思う。
- ・ 基本方針に合っているのであれば、特に制限を設ける必要はないと思う。
- ・ 安塚を元気にしたいという気持ちから事業の提案がされているため、原則として採択する方針でよい。

■協議を要する事項

- ・ 補助率が事業費の 100%となっているのは、いかがなものか。

3 プレゼンテーション・採点・審査方法について

■協議を要しない事項

- ・ できれば最低でも今年度のように時間をかけたいところであるが、発表団体の数が多い場合、プレゼンテーションと審査に数日間要することとなり、決定に遅延が生じてしまうため、現行のとおりでよい。
- ・ プレゼンテーションは必要であるが、社会状況に合わせ、臨機応変に対応する形で良いと思う。

■協議を要する事項

- ・ プレゼンテーションではなく、当初募集の時のように書面による質疑・回答の形式でも良いのではないか。
- ・ プレゼンテーションと質疑応答について、各 10 分間の時間配分では短すぎた。当初募集の時のようにあらかじめ疑問点についてとりまとめ、回答をもらったうえでプレゼンテーションを実施した方が良かったと思う。時間内ではできなかった質問がいくつか残った。
- ・ プレゼンテーション後、すぐに採点するよりも後日（2～3 日後）採点する方が、正確に審査ができるのではないか。
- ・ 採択されるために必要な採点の平均点 15 点以上は条件として厳しく、どうしても審査が甘くなってしまう。
- ・ 審査をするうえで、住民の参加性や事業の継続性について、考慮すべきである。

4 その他全体に係る課題、改善点等

■協議を要しない事項

- ・ 課題、改善点が生じた場合、必要に応じて検討を行えば良い。

■協議を要する事項

- ・ 代表者がプレゼンテーションに出られないような提案は採択から除外すべきだと思う。
- ・ 各地域には補助を必要としている団体が申請をしないで活動を行っているところもある。市としても町内会長会議等の際に事例を挙げて説明しているが、広報活動の一つの方法として、地域懇談会等地域のことを考えている方が集まる場で、事例を紹介し、事業の理解と申請のハードルを下げた申請の裾野を広げるための取組みをしてはどうか。

- ・協議会で事業実施の可否を決めるだけでなく、問題点があった場合にどうしたらその事業が実現できるのか、協議会としても一緒に考え、実現できるようにすることが大切であると思う。
- ・地域活動支援事業の審査に要する負担が大きく、地域協議会での自主的審議が進みにくいという問題があると思う。

令和2年度安塚区地域協議会視察研修について（案）

1 日程

- ・令和2年11月16日（月）から11月30日（月）までの間の平日の中で調整（※受入団体の都合により、11月18日及び19日を除く）
- ・時間は午前9時から午後4時までを予定

2 視察内容・視察先

(1) テーマ

「地域活動支援事業（安塚区）における採択事業の現状等について」

(2) 視察内容

- ・事業概要、成果
- ・購入、整備した備品等の管理状況
- ・今後の展望 等

(3) 視察先

No	採択年度	事業名	団体名	視察場所	区分
1	H30	沼木の里づくり推進事業	朴の木自治会	朴の木	環境保全・景観形成
2	H30 R1	安塚 jr アルペンスキークラブ育成事業	安塚スキークラブ	須川	子どもの健全育成
3	R1	山のうへの雪まつり事業	山のうへの雪まつり実行委員会	須川	観光振興
4	R1	安塚区高齢者いきいき支援事業	安塚トリットボール普及会	安塚(和田)	文化・スポーツの振興
5	H30	郷土の自然・史跡探訪推進事業	安塚自然友の会	安塚	文化・スポーツの振興

3 その他

- ・当日は六夜山荘（1,000円程度）で昼食を予定しており、地域おこし協力隊の林隊員との懇談会も計画しています。
- ・視察研修は、市マイクロバスにより移動します。